

和光都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・2・13 志木和光線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・2・13	志木和光線	和光市 新倉 五丁目	和光市 新倉 五丁目	和光市 新倉 五丁目	約 640 m	地表式	4車線	36 m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線の数をも 4 と定めるものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、和光都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画における位置等

和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域で、都心から約20km圏にあり、埼玉県の南端に位置しています。

【3・2・13 志木和光線】

本路線は、朝霞市境を起点とし、国道298号へ至る延長約640m、幅員36mの幹線街路であり、和光市の国道298号を起点として、富士見市の国道463号に至る国道254号和光富士見バイパスの一部を構成する路線です。

II. 変更の必要性

本路線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路として、接続する都市計画道路と一連となり、高架構造及び平面構造の道路として都市計画決定されました。

その後、社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線数を4と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内容
3・2・13 志木和光線	約640m	4	36m	・ 基本的な構造の変更 ・ 車線数の決定